別表二

(平成二十三年)

六人	【業として行う覚醒剤等の譲渡】 一条の二第二項、同第一項) 解業特例法違反(同法第五条第四号)第八条第二項)覚せい剤取締法第四十	(報告済み)	報告済み件	九
九 人		五件	五 作 件	八
五 人	【業として行う覚醒剤等の譲渡】 一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十	(報 三 件	(報告 著 件	七
おけん員数	罪名(罰条)	発 付	請求	番号
ここ妻	受 令 状	傍	lstr	

注三 (注一) (注三) 平成十四年から平成二十二年までに傍受を実施した事件に関連した平成二十四年中 平成二十四年中に新たに逮捕した人員数をいう。「新たに逮捕した人員数」とは、平成二十三年中に傍受を実施した事件に関連して、 等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為

の新たな逮捕者はなかった。